

PTA共済たより

平成25年10月1日
(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団
発行責任者 曾我 邦彦
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7
(熊本県総合福祉センター4F)
TEL: 096-278-8811 FAX: 096-223-7117

熊本県PTA共済がスタートしました。

～平成25年3月31日までの事故は、旧制度が適用されます。～

1975年(昭和50年)に発足した熊本県PTA災害見舞金安全会、その翌年に創設された熊本県PTA連合会安全互助会は、それぞれ児童生徒および指導者、PTA会員の活動中の事故に対する見舞金給付を続けてきました。保険業法の改正等に伴い、2006年(平成18年)にこれらの制度は財団法人・熊本県PTA災害見舞金安全会に引き継がれました。

2010年(平成22年)に施行された「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいて、熊本県PTA災害見舞金制度も「熊本県PTA共済」に移行しました。財団も一般財団法人「熊本県PTA教育振興財団」となり、熊本県PTA災害見舞金安全会の事業を引き継いでいます。

熊本県PTA連合会との連携

共済への移行については、これまでに熊本県PTA災害見舞金制度、熊本県PTA連合会安全互助会の会員となって下さった県内の児童生徒、指導者、PTA会員の皆様のご理解、ご協力とともに、熊本県教育庁、熊本県PTA連合会、日本PTA協議会から多くのご指導、ご支援をいただきました。

「PTA・青少年教育団体共済法」が施行されたことによって、熊本県の災害見舞金制度は共済という形で今後の継続が可能になりました。同法の施行は日本PTA協議会の力がなければ実現できなかったことです。さらにPTA会員の事故に対する見舞金制度は、もともと熊本県PTA連合会が創設した安全互助会制度に始まっており、本財団の事業・運営のすべてで同連合会との連携が大きな力となっています。これからも財団の運営、共済制度の継続のために、県内PTA会員の皆様のご理解、ご協力、さらに日本PTA協議会につながる県内組織の充実と発展についてご協力をお願いします。



平成24年度までに発生した事故は

平成24年度までに発生した事故については、旧・熊本県PTA災害見舞金制度の適用となります。事故

の報告や見舞金給付申請は期限内(P災は事故発生より2年目まで、安互は事故発生より1年目まで)であれば、当財団で受け付けます。給付内容等は、旧・熊本県PTA災害見舞金制度が適用されます。

単位PTAでは・・・

児童生徒、指導者(教職員等)、PTA会員の方々から、加入時に、加入申込書の提出を！

本共済では、手続きなどについて、これまでと異なる部分がいくつかあります。

共済に加入ご希望の児童生徒、PTA会員(保護者)、準会員、PTA活動や部活動の指導者(教職員、外部指導者)の方々からは、所属団体(単位PTA、特別団体など)に「加入申込書」と「共済掛金」の提出をしていただきます。

加入団体からは、加入者の名簿を提出していただきます。名簿提出が免除される全員加入の団体の場合も、共済金給付申請の際には必ず、この加入申込書の提出が必要となります。

事故が発生したら・・・

被災者の方は、必ず医療機関を受診し、事故後30日以内に、PTAや学校に事故報告を！

活動中に事故に遭われた方や、急に体調が悪くなった方は、まず可及的速やかに医療機関(病院、診療所)を受診してください。その後、活動中の事故や急性の疾病の発生から、その日を含めて30日以内に、所属する団体(PTA・学校、特別団体)に事故報告をします。PTAなどからは可及的速やかに財団まで事故報告をしてください。報告がなければ共済の適用を受けることはできません。

適切な診断と治療、早期の回復のために、きちんと医療機関を受診しましょう。「小さなけが」と思われていても、必ず医療機関を受診してください。受診の遅れによるけがの悪化や治療の長期化は、共済金の減額となる場合があります。



熊本県PTA災害見舞金安全会 平成24年度の収支報告

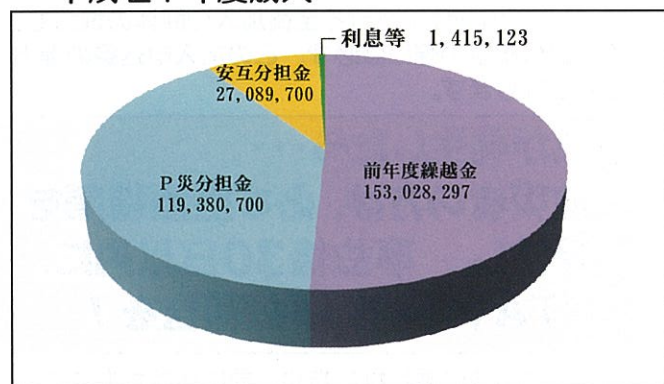
本財団は熊本県PTA災害見舞金安全会より事業のすべてを引き継いでいます。安全会にご加入いただいた会員の皆様の分担金によって運営されていました。今後は、引き継いだ資金とご加入の皆様からいただいた共済掛金が運営資金となります。

平成24年度は分担金総額146,470,400円、前年度よりの繰り越し153,028,297円、利息等1,415,123円、計300,913,820円で運営しました。P災（熊本県PTA災害見舞金）220,527名、安互（熊本県PTA連合会・安全互助会）180,598名のご加入をいただきました。

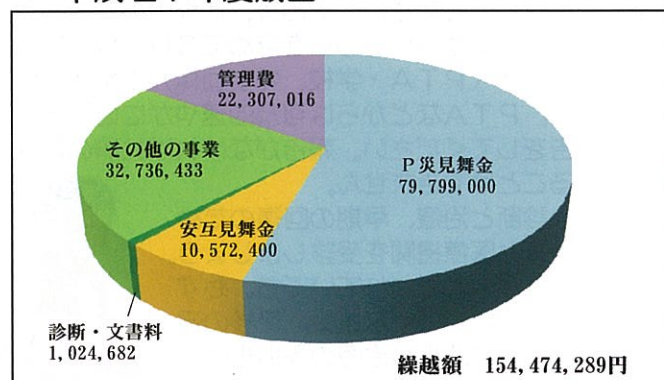
事業費124,132,515円、管理費22,307,016円が支出され、残額は154,474,289円となりました。残額は、基本財産100,000,000円、危険度積立金900,000,000円とともに新財団に引き継がれています。

事業費として、見舞金給付に90,371,400円、文書料1,034,682円、判定審査会関連費2,965,629円、その他の事業に32,736,433円が充てられました。管理費は、事務局の賃料、事務局職員の給与・諸手当、会計士・社会保険労務士への委託費、役員報酬、通信費、支払い手数料などの経費となります。新財団及び共済への移行にかかる経費は、公認会計士への委託費、会議費等として、計6,110,000円を要しました。

平成24年度歳入



平成24年度歳出



PTA諸団体への支援

熊本県下のPTA諸団体の様々な活動、中でも事故防止啓発活動、広報活動、健康教育・安全教育活動について支援をしています。平成24年度の支援額は以下のとおりです。（団体ごとの総額）

県PTA連合会	2,000,000円
各都市のPTA協議会など	5,040,000円
県公立高校PTA連合会	580,000円
熊本県私立中高振興会	250,000円

これまで、それぞれの団体で実施される、健康教育、食育、学校安全、PTA活動中の安全確保などに関する事業に対する支援として、団体への助成をしてきました。新制度のもとでは、特にこのような事業を確実に実施し、ご報告いただくことが必須となります。各団体の経費の一部としての助成ではなく、上記目的事業への助成ですのでご注意ください。

体育活動への支援

子どもたちのスポーツ活動が安全に実施できるよう、県小学校体育連盟、県中学校体育連盟、スペシャルオリンピックス熊本への助成を続けてきました。

熊本県小学校体育連盟では、毎年「キッズアスリートフェスティバル」を開催し、児童や指導者の皆さんが安全にスポーツ活動を進めることができるよう、研修をしています。中学校体育連盟では、主催の各大会において出場者の安全確保のために、看護師の待機や大会の環境維持に助成金が使われています。スペシャルオリンピックスは知的障がいのあるアスリートのスポーツ活動ですが、毎年開催されている熊本大会に加え、創立記念の全国水泳大会にも助成をしました。

県小学校体育連盟	700,000円
県中学校体育連盟	1,400,000円
スペシャルオリンピックス熊本・熊本大会、創立記念水泳大会	300,000円

2020年にオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、それに向けてスポーツ活動も加熱すると考えられます。さまざまなスポーツ活動が子どもたちの心身の健康を損なうことなく、実施されるよう、これからも支援していきます。



子ども見守り支援事業に
総額 11,880,000 円の支援

学校安全支援事業の中では、小学校区単位の「子ども見守り支援事業」の応募396校に対して、それぞれ3万円、総額 11,880,000 円 の助成を行いました。この助成は、それぞれの小学校単位で実施されている、児童の登下校時の見守り活動に使用されています。

また、学校安全対策実践モデル校の4校に助成をしています。各 100,000 円
芦北町立田浦小学校、南阿蘇村立久木野中学校、
県立翔陽高等学校、熊本学園大学付属高等学校

教育環境充実支援事業

この事業の中では、特別支援学校における読書環境の充実に向け、応募の13校に計547,528円の助成をしました。

熊本聾学校、松橋支援学校、荒尾支援学校、菊池支援学校、小国支援学校、球磨支援学校、黒石原支援学校、天草支援学校、熊本盲学校、芦北支援学校、
苓北支援学校、八代養護学校、松橋西支援学校



また体力づくり実践研究校への支援として、次の6校に助成をしました。各 100,000 円
八代市立鏡中学校(2年目)、御船町立小坂小学校(2年目)、
県立大津高等学校(2年目)、美里町立砥用小学校、
熊本市立日吉東小学校、熊本市立鹿南中学校

その他の助成事業

性教育研究会・九州大会 150,000 円
熊本県教育委員会・防災教育 170,000 円
研修会

AEDの交換をしました。
保管・管理をお願いします。

共済事業の一環として、熊本県内の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、支援学校へのAED(自動体外式除細動器)の設置を継続しています。

平成25年度は機器の保証期限となりましたので、新しい機器との交換をしました。AEDは設置場所の環境条件などで電池の消耗が早くなったりすることがあります。機器の保証期間内であっても、緊急時に正常に作動するためには、定期点検が必要です。備品の確認とともに機器の状態も、指定された方法で、できれば毎日、ご確認下さい。異常があれば、至急、指定の連絡先や財団までご連絡下さい。

いざ、という時にAEDを素早く使用するためには、それなりの練習の経験が役に立ちます。PTAや学校では、救命救急法の講習をぜひ実施しましょう。なお、AEDのパットはいったんシールをはがすとその後は全く使用できません。救命救急講習会などの際には、新しいパットのシールは絶対にはがさないように、ご注意ください。

熊本県PTA災害見舞金制度：平成24年度の加入状況は・・・

P 災	団体	加入数	加入率
児童 生徒 指導者 特別	小学校	98,988	99.0%
	中学校	52,196	99.1%
	高校など	53,406	—
	特別団体	245	—
	教職員・指導者	15,692	—
	計	220,527	

安互	学校	加入数	加入率
PTA 会員 準会員	小中学校	131,551	99.5%
	公立高校	36,211	98.5%
	私立中高	10,975	80.1%
	特別支援学校	1,807	84.7%
	事務局	54	—
	計	180,598	

P 災には熊本県下の児童生徒(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校)の98%以上のご加入をいただきました。P 災では、学校生活(登下校を含む)における死亡・障害事故、交通事故、歯のけが(破折、欠損)に対する保険外治療などについても見舞金を給付しています。また、児童生徒の場合は、PTA活動中の事故、部活動関係の試合などでの事故に対しても、P 災から見舞金が給付されました。

指導者のうち教職員の皆様には、P 災、安互の2つの見舞金制度にご加入いただいていたしましたが、新しい熊本県PTA共済では、指導者となる教職員の方々はP 災コースへの加入で、PTA活動中の事故にも適用されます。部活動指導をなさらない方は、安互コースを選択することもできますので、必要な場合はお申し出ください。

P 災・安互の見舞金給付状況

平成 25 年 3 月 31 日現在

P 災 給付災害	小学校	中学校	高校	指導者 その他	計
死亡	0	0	1	0	1
障害	4	5	10	0	19
交通事故	12	22	74	3	111
負傷	109	38	23	16	186

平成 24 年度の給付額は、P 災部分（児童生徒の被災）では、小学生 41,600,000 円、中学生 12,798,000 円、高校生等 24,726,000 円、指導者等 675,000 円となっています。負傷や障害の中では、例年、歯の負傷が半数以上を占めています。この多くが登下校中や休み時間に発生しています。特に朝は、時間に余裕を持って安全に通学しましょう。

平成 25 年 3 月 31 日現在

安互 給付災害	死亡	障害	交通 事故	負傷	計
件数	0	0	8	167	175

安互部分（PTA 会員の被災）の平成 24 年度中の事故報告は 199 件ありました。死亡・障害はありませんでしたが、交通事故 5 件、負傷 194 件となっています。安互部分の事故報告は例年 200 件前後となっており、急激な増加はありませんが、減少傾向もありません。スポーツ活動中のアキレス腱断裂、骨折・脱臼、靱帯・筋・腱の損傷による給付が多く、さらに入院等の治療期間が長くなる傾向があります。競技ではミニバレー（ソフトバレー、ビーチボールバレーなど）の練習や試合中の事故が 6 割前後を占めています。日ごろの練習や運動前の準備運動、運動中の水分補給などを十分にしましょう。

救急蘇生法は CAB + D で!

誰かが倒れたら・・・倒れている人を見かけたら

- * 反応があるか確認
- * 助けを呼ぶ・119 番通報・AED 準備
- * 呼吸を確認

（呼吸がない・不規則である場合は）

C ただちに「胸骨圧迫」 100 回/分
（強く、早く、絶え間なく）

A 気道確保 } 胸骨圧迫 30 回に 2 回

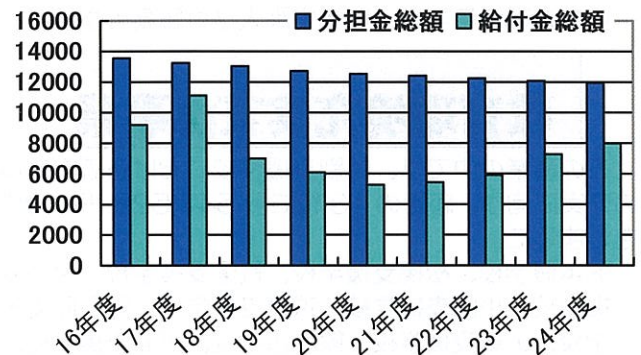
B 人工呼吸 } （1 回 1 秒）

D AED が到着したら、すぐ使用
（電気ショックの後 CAB を繰り返す）

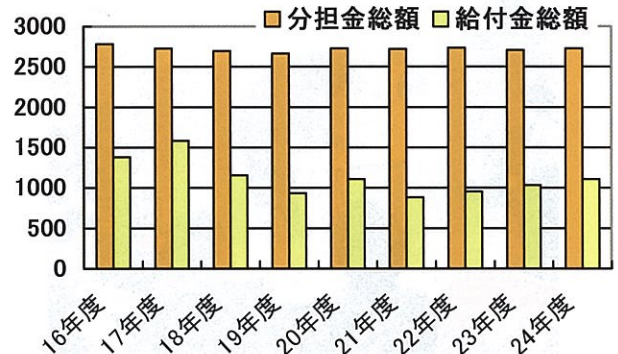
分担金と見舞金給付の状況

毎年度、会員の皆様からいただいていた分担金総額と見舞金給付金総額との比較が次のグラフです。支出にあたる部分には、本財団の事業費や事務管理費などは含まれていません。近年は毎年繰り越しが発生しており、これは危険度積み立て、次年度の事業費に充てられてきました。災害発生防止対策や学校安全推進、学校教育や PTA 活動などへの助成などの事業は、大事故の発生を未然に防ぎ、生命を守るためのものです。

P 災 分担金と給付金の推移(千円)



安互 分担金と給付金の推移(千円)



財団法人の事業について

一般財団法人・熊本県 PTA 教育振興財団は、事業の一部として共済事業を引き継いでいきますが、この中には、熊本県の児童生徒、指導者、PTA 会員等の活動中の安全を守るための事故防止対策、健康教育、安全教育なども含まれています。

旧財団で実施してきた各団体への補助は、共済事業とは切り離れた部分で、財団の事業として継続して参ります。ご加入の皆様から頂く共済掛金は、共済事業に使われ、共済事業の運営や事務管理などに使われます。財団の定款等につきましては、下記ホームページにてご覧ください。また、共済への加入、共済金の給付請求、各種事務手続きなどについて、お分かりにならないことなどありましたら、財団にご連絡ください。

<http://www.kumamoto-psai.net/>